

「いじめゼロ」への新アプローチ

なぜ、「いじめ」は繰り返されるのか？

全国で繰り返される「いじめ問題」。学校現場では、SOSの見逃しや、初動対応の遅れなどにより問題が長期化・複雑化するケースが全国的に後を絶ちません。

寝屋川市は、その再現性の高さの要因として、学校現場が教育的指導としての正しさを追求すればするほど、いじめ問題の深刻化に陥る可能性を指摘し、「教育的アプローチの限界」という仮説に立った新たなアプローチを行っています。

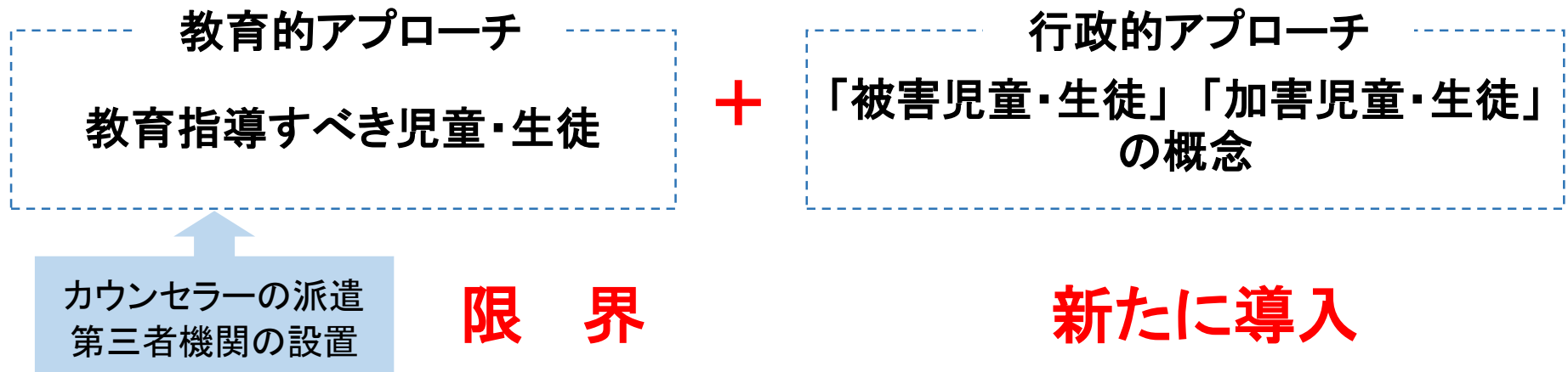


教育的アプローチの限界

初期段階から行政的アプローチを

「教育的アプローチの限界」という仮説に立てば、学校現場への教育カウンセラーの派遣や、教育委員会への第三者機関の設置など、よくある「教育的アプローチ」の補強では課題解決につながらないと考えました。

そこで、「教育的アプローチ」は「いじめの予防・見守り」に注力し、新たなアプローチとして、「行政的アプローチ」を導入するとともに、児童・生徒に「被害児童・生徒」、「加害児童・生徒」という概念を導入しました。



第3の「法的アプローチ」で補強

そして、警察への告訴、民事での訴訟を行うルートを確認・指導する、「法的アプローチ」を導入し、第2の「行政的アプローチ」の実効性を担保する役割を果たします。

第
一
段
階

教育的アプローチ

学校・教育委員会

教育的指導、「いじめの予防・見守り」に専念

第
二
段
階

行政的アプローチ

市長部局「監察課」

いじめの初期段階から、被害児童・生徒、加害児童・生徒、保護者、教職員などに積極的に関与し、調査・要請・勧告を行う。

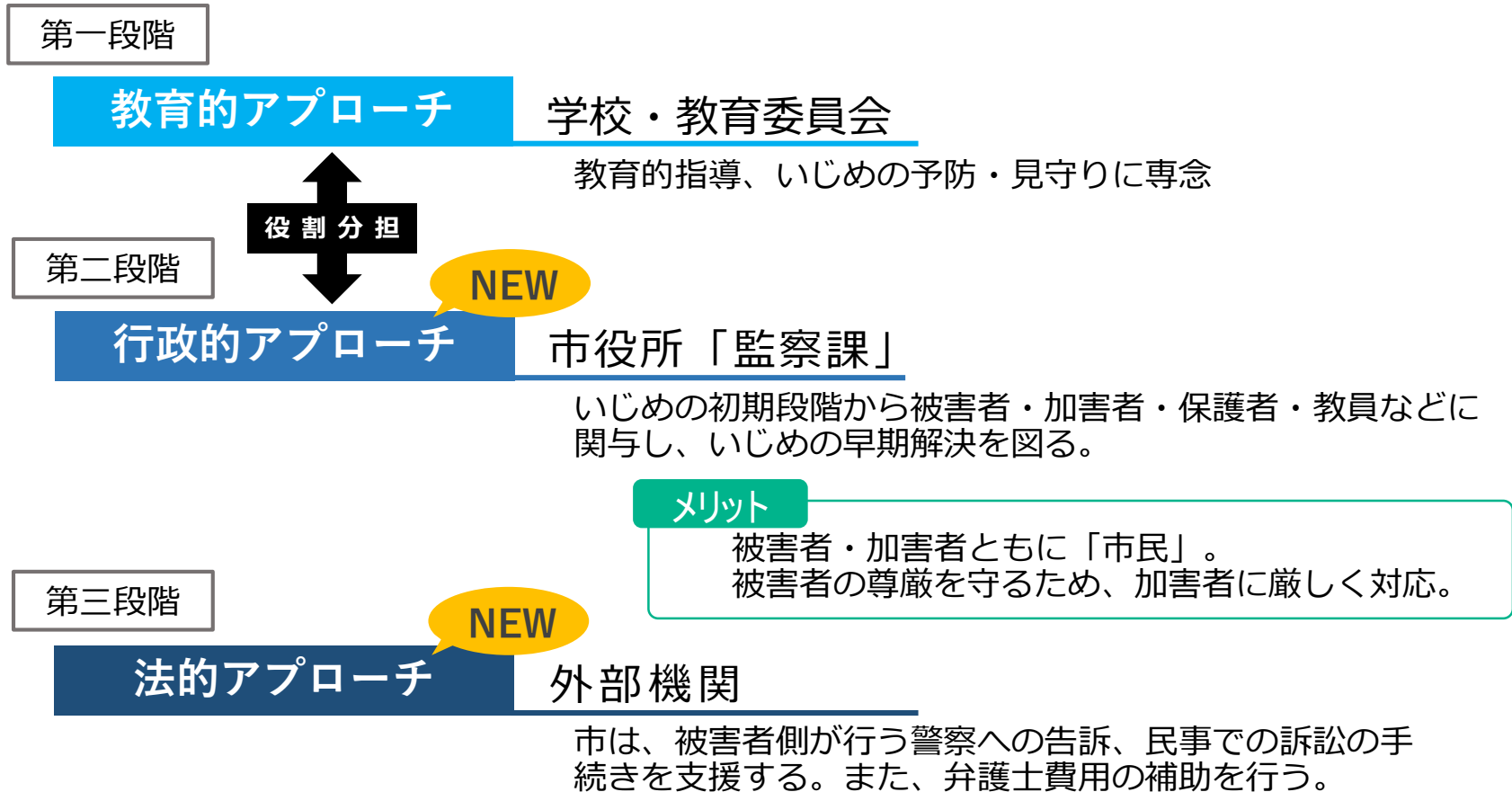
第
三
段
階

法的アプローチ

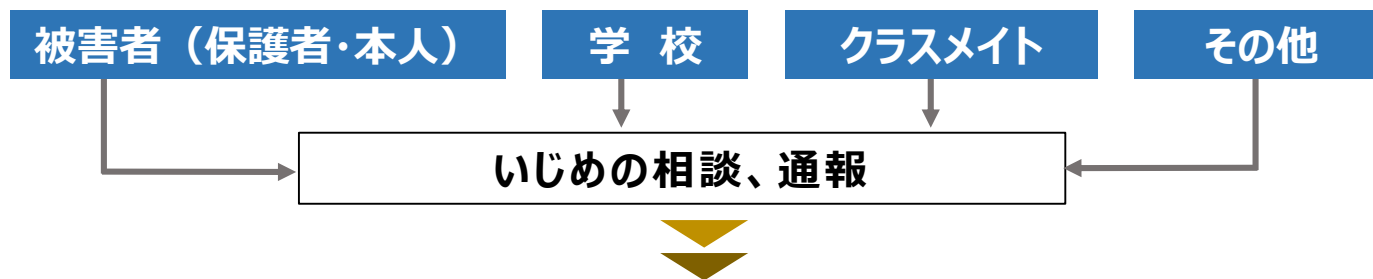
外部機関

被害者側が警察への告訴、民事での訴訟を行うルートを確認・指導。刑事事件・民事事件としての法的な手続きを支援する。また、法的手続きに要する弁護士費用の一部を補助(上限30万円)します。

新アプローチのフロー



いじめ事案対応フロー



監察課

被害者が「いじめられている」と感じた時点で、いじめ問題として動く【寝屋川方式】

行政的 アプローチ

① 被害者、被害者の保護者、学校などに聞き取り調査
※ 被害者の状況を踏まえ、加害者、加害者の保護者に聞き取り調査

② 監察課の行動

③ 教育的アプローチに移行

いじめ問題が解決しない場合

④ 加害者に問題があれば、教育委員会・学校に勧告
【加害者の出席停止、クラス替えなどを勧告】

※ 被害者が希望すれば、被害者側の転校も

解決

解決

法的 アプローチ

なおも、いじめ問題が解決しない場合

⑤ 賠償請求などの民事訴訟の支援や警察への告訴の支援

教育的アプローチ

より一層、いじめ予防に注力

- ・ いじめの予防に関する指導
- ・ いじめ防止のための見守り

現在の取組状況

小中学校



寝屋川市内で認知されているいじめ事案の件数
平成30年度 172件
令和元年度 172件 計344件

監察課



保護者等



全事案、行政的アプローチにより対応

※ 被害者、学校への聞き取りなどを実施

.....
・ **終結事案：344件** <平成30年度 172件、令和元年度 172件>

ケース会議やいじめ判定会議を経て、監察課がいじめの終結を判断した事案

子どもたちをいじめから守るための条例

令和元年12月市議会定例会に付議、議決

目的

いじめが子どもたちの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向けて市長部局において新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定める。

特徴

【保護者及び地域住民の責務の明示】

寝屋川市に対し、いじめに関する**情報提供を行う責務**を負う

【市長の権限の明示】

いじめの防止の申出があったときの**必要な調査を行うことができる**

学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告できる

勧告内容

- | | |
|------------------|--------------|
| ①児童等に対する見守り | ④出席停止※2 |
| ②いじめ防止の環境整備 | ⑤学級替え |
| ③訓告・別室指導その他の懲戒※1 | ⑥転校の相談及び支援 等 |

※1 学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条

※2 学校教育法第35条